

東京府における明治天皇聖蹟 指定と解除の歴史

The Historic Sites Connected with Emperor Meiji:
History of its Designation and Cancellation

北原糸子

はじめに

- ①「史蹟名勝天然紀念物保存法」と東京府史跡指定候補を巡る動向
- ②明治天皇聖蹟指定
- ③明治天皇聖蹟の指定解除
- ④結語

【論文要旨】

史蹟名勝天然紀念物法（1919）に基づいて、明治天皇が巡幸、行幸で訪れた場所や建物などが明治天皇聖蹟として、国の文化財に指定された。この聖蹟関係史跡に顯著な傾向は、戦前に指定された史蹟、名勝、天然紀念物 1,508 件のうちの史蹟 603 件中、377 件と圧倒的多数を占めたことである。しかし、これらの文化財は天皇制イデオロギーを支えるものとして、占領下のGHQによって、1948 年 6 月 23 日文化財指定から一斉に解除された。

しかし、指定解除後半世紀以上を経て、史跡そのものは存在しなくなても、史跡を顕彰する石標などはそのまま残されているものが多い。このあり方のうちに、戦前の天皇制に対する地域社会の対応が示されていると考える。本論では、聖蹟保存運動に中心的役割を果たした華族、学者らが東京府においておこした初発の具体的動きを追いつつ、聖蹟指定から解除の経緯を追い、文化財指定解除後もなぜこうした石標が存続するのか、この運動の歴史的経緯と結末を具体的に明らかにし、現在のあり方も含め、検証することを主眼とした。